

**平成29年度 筑波大学研究基盤支援プログラム（Sタイプ）
募集要領**

1. 目的

筑波大学研究基盤支援プログラムは、筑波大学として、若手研究者に対し、一定の期間、研究費等の重点配分を行い、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までの本学の独創的・先駆的な研究の一層の発展を図ることを目的とする。

2. 研究基盤支援プログラムの内容等

本年度の研究基盤支援プログラム（Sタイプ）は、次のとおりとします。

※採択件数（目安）については予算の状況、応募の結果を踏まえ採択時に調整することがあります。

種目	内容	申請額 (年額/1件)	研究期間	採択件数 (目安)
Sタイプ	本学に新たに採用された教員が行う研究活動に必要な環境整備などのスタートアップ経費の支援を行う。	100万円まで	原則として採用年度を起点とする3年間 (H31年度まで)	毎年5件以内

3. 申請資格

公募人事により、平成28年10月1日以降に採用された教員のうち、テニュアトラック制による教員（教授を除く）、または任期の定めのない准教授であり、原則として平成32年3月末まで在籍する者。

ただし、既に本学教員として採用されている者、本学教員が前記公募人事によりテニュアトラック准教授等に採用された者、運営交付金機能強化経費、各種外部資金、各種制度（テニュアトラック普及・定着事業、卓越研究員制度等）により採用される者は対象外とする。

なお、着任が平成29年10月以降となる教員は、翌年度に申請可能である。

4. 申請額等

申請額は、研究計画1件当たりの申請額の上限を示したものであり、予算の都合等により減額する場合があります。

5. 経費

- (1) Sタイプに申請できる研究経費申請できる経費は「設備備品費」、「消耗品費」、「旅費」、「謝金等」及び「その他」の研究計画の遂行に必要な経費とします。

※「設備備品費」が経費全体の50%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、申請書（「研究計画」の欄）に記載してください。単に設備備品等の購入のみを目的とする研究計画は、公募の対象としません。

- (2) 対象とならない経費

(1)の研究計画の遂行に必要な経費であっても、次の経費は申請することができません。

- ①建物等施設に関する経費
- ②机、椅子、複写機等各部局で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

6. 選定方針

- (1) 選定は、申請書、任用時に本学に提出した履歴書、研究業績目録、教育・研究の計画及び抱負の内容等を勘案の上、採択件数を目安に、予算の範囲内で行います。ただし、本プログラムの目的に合致し、将来性・発展性のある優れた計画がなかった場合には、採択件数を調整することがあります。
- (2) 女性研究者の育成を図るため、女性研究者が研究代表者である課題の採択について配慮します。

7. 申請手続

申請者は、別に定める「平成 29 年度筑波大学研究基盤支援プログラム（S タイプ）申請書作成・記入要領」に基づいて、申請書を作成・提出してください。

(1) 必要書類

- ・ S タイプ申請書
- ・ 任用時に本学に提出した履歴書、研究業績目録、教育・研究の計画及び抱負 の写し

(2) 申請期限

平成 29 年 9 月 29 日（金） 17 時 ※電子媒体で提出

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先

研究推進部 研究企画課 研究推進係（当該支援室研究支援担当を經由の上）
メールアドレス：kobo@un.tsukuba.ac.jp （電話：2935、2928）

8. 審査方法等

採択研究課題の選定は、審査委員会の審査の結果に基づき、本プログラムの目的に照らして、決定します。

《S タイプのスケジュール予定》

平成 29 年	9 月 29 日（金）	申請書締切
	10 月	審査委員会にて審査
	11 月	採択研究課題決定

9. 採択研究課題等の公開

審査の透明性・公正性の確保の観点から、申請数・採択数・採択課題等の情報を公開します。また、採否の結果は申請者に対し書面にて通知するとともに、不採択の場合は評価順位をフィードバックします。

10. 採択された場合の条件等

研究成果の報告は、別途お知らせする「研究成果報告書」を作成の上、指定する期日までに提出してください（期限厳守）。

11. その他

- (1) 研究成果の発表にあたっては、「筑波大学研究基盤支援プログラム」（英文名：University of Tsukuba Basic Research Support Program Type S）からの助成に基づくものであることを明記してください。
- (2) 研究基盤支援プログラムにおいて行った研究の成果としての特許等の取扱いについては、筑波大学知的財産規則によります。
- (3) 申請した課題については、審査委員会が関係部局長のコメントを求めることもあります。